

人吉市公共工事における現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱  
要項

平成23年10月3日  
告示第94号

(趣旨)

第1条 この要項は、人吉市が発注する建設工事（以下「工事」という。）について、市内事業者の受注機会の拡大を図るため、人吉市公共工事請負契約約款（平成16年人吉市告示第9号）第10条第5項の規定による工事現場への現場代理人の常駐義務の適用を緩和する取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の兼任を認める要件)

第2条 受注者は、次の第1号から第4号までのいずれにも該当する場合又は第1号及び第2号に該当し、かつ、第5号若しくは第6号のいずれかにも該当する場合において、現場代理人を兼任することができる。

- (1) 兼任しようとする工事が、全て人吉市及び熊本県が発注した工事であること。ただし、熊本県が発注した工事については、熊本県が現場代理人の兼任を認める場合に限る。
- (2) 兼任する工事現場が全て人吉市内であること。
- (3) 同一の現場代理人が兼任する工事は3件までとすること。
- (4) 1件当たりの工事の請負金額が税込4,000万円（建築一式工事の場合は税込8,000万円）未満であること。
- (5) 密接な関係にある2件以上の工事を同一の場所又は近接した場所において施工すること。
- (6) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度の近接した場所において施工する原則2件の工事であること。

(現場代理人の兼任を認めない場合の取扱い)

第3条 次の各号のいずれかにも該当する場合は、現場代理人の兼任を認めないものとする。

- (1) 災害復旧工事等の緊急性を伴う工事の場合
- (2) 発注者が安全管理上等の理由により兼任が適当でない判断した場合
- (3) 設計書（閲覧）の特記仕様書に兼任不可の表記がある場合

(現場代理人の兼任手続)

第4条 受注者は、現場代理人を兼任させようとするときは、発注者及び兼任するすべての工事の監督員へ人吉市現場代理人兼任届(様式第1号)をすべての工事工程表を添え提出しなければならない。

(契約変更時の取扱い)

第5条 この要項の規定により現場代理人の兼任を認めた工事について、その後の設計変更(増額変更)の理由により第2条第4号の要件を満たさなくなった場合は、速やかに発注者へ連絡を行うこととし、現場代理人変更届を提出するものとする。

(兼任中の注意事項)

第6条 兼任を承認された現場代理人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 兼任期間中は兼任を承認されたいずれかの工事現場に常駐すること。
- (2) 必要に応じて代行者を配置するなど兼任する全ての工事現場の安全管理及び現場の取締りを徹底すること。
- (3) 兼任する全ての監督員と常に連絡が取れる体制を確保すること。

(現場代理人の兼任の取消し等)

第7条 現場代理人を兼任することにより、現場の管理体制に不備が生じ、又は不良な工事となったときは、市長は、当該現場代理人の兼任の取消し、工事成績への反映、指名停止その他必要な措置を行う。